

令和2年度前橋市ニューノーマル創出支援事業補助金交付要項

令和2年7月31日から適用

取扱担当課 前橋市役所にぎわい商業課（商業振興係） 電話 027-210-2188（直通）
---

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴った新しい生活様式に備え、市内の中小企業や個人事業主等が行う感染症予防対策の取組みを支援することで、市内店舗の安心安全の確保、中小企業や個人事業主等の危機的状況の克服を図り、事業継続に繋げることを目的とします。
内容	補助事業者 次の全ての条件に該当するもの 1 市内に店舗若しくは事業所を設ける中小企業、小規模事業者（中小企業基本法「昭和38年法律第154号」第2条に規定する中小企業者、小規模事業者とする。）、個人事業者のうち、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営むもので別表1に定めるもの 2 本補助事業を受け、自ら店舗において事業を営む者であること 3 市町村民税等、必要な納税について滞納がないこと 4 諸法令や公序良俗に反しないものであること  ただし、以下のいずれかに該当するものは対象外です 1 みなし大企業（発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一大企業が所有、もしくは、3分の1以上を大企業が所有している中小企業及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業） 2 自己又は自己の団体の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第5条5項に規定する性風俗関連特殊営業及び風営法第3条の風俗営業の許可を受けているもののうち、社会的批判を受ける恐れのあるもの又は特に高級なもの
交付の対象となる事業及び経費	1 対象事業 令和2年6月1日から令和3年3月15日までの間に事業・支払が完了となるもので、以下に当てはまるもの。ただし、事業実施期間ごとに申請期間を定めます。

交付申請の手続等		<p>2 補助対象経費</p> <p>感染症予防や3密回避のための取り組みに係る以下の備品や消耗品の購入経費及び設置費用</p> <table border="1" data-bbox="464 241 1327 797"> <tr> <td data-bbox="464 241 1327 286">対象経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 286 1327 533"> <p>【備品】</p> <p>テラス営業等に要するテーブル、椅子、パラソル、空気清浄機、掃除機、エアコン（空調設備）、サーモグラフィ、消毒液や洗浄液等の生成器、アクリル板、パーテーション、ビニールカーテン、仕切り板</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 533 1327 797"> <p>【消耗品】</p> <p>店舗清掃や衛生対策に要した消毒液・洗浄液、マスク、防護ガウン、アルコール等の除菌スプレー、プラスチック容器やプラスチック食器、キッチンペーパー、ペーパータオル、検温器、手袋、キャッシュトレイ</p> </td> </tr> </table> <p>ただし、他の補助金の交付を受けた場合や交付決定を受けている場合には補助対象経費からその額を除いた額を補助対象経費とします。</p>	対象経費	<p>【備品】</p> <p>テラス営業等に要するテーブル、椅子、パラソル、空気清浄機、掃除機、エアコン（空調設備）、サーモグラフィ、消毒液や洗浄液等の生成器、アクリル板、パーテーション、ビニールカーテン、仕切り板</p>	<p>【消耗品】</p> <p>店舗清掃や衛生対策に要した消毒液・洗浄液、マスク、防護ガウン、アルコール等の除菌スプレー、プラスチック容器やプラスチック食器、キッチンペーパー、ペーパータオル、検温器、手袋、キャッシュトレイ</p>
	対象経費				
	<p>【備品】</p> <p>テラス営業等に要するテーブル、椅子、パラソル、空気清浄機、掃除機、エアコン（空調設備）、サーモグラフィ、消毒液や洗浄液等の生成器、アクリル板、パーテーション、ビニールカーテン、仕切り板</p>				
	<p>【消耗品】</p> <p>店舗清掃や衛生対策に要した消毒液・洗浄液、マスク、防護ガウン、アルコール等の除菌スプレー、プラスチック容器やプラスチック食器、キッチンペーパー、ペーパータオル、検温器、手袋、キャッシュトレイ</p>				
交付金額	<p>1 事業者当たりの交付金額は補助対象経費（税抜額）の4分の3以内の額（千円未満切捨て）で、上限150千円とし、予算の範囲内で交付します。ただし、各申請期間における申請金額が予算額を上回った場合は按分による調整を行います。</p>				
交付条件	<p>1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p>				
交付申請の方法、時期等	<p>1 申請時期</p> <p>(1) 第1回 申請期間：令和2年8月1日から令和2年8月17日まで 対象期間：令和2年6月1日から令和2年7月31日まで</p> <p>(2) 第2回 申請期間：令和2年11月1日から令和2年11月9日 対象期間：令和2年8月1日から令和2年10月31日まで</p> <p>(3) 第3回 申請期間：令和3年2月1日から令和3年2月7日まで 対象期間：令和2年11月1日から令和3年1月31日まで</p> <p>(4) 第4回 申請期間：令和3年3月16日から令和3年3月23日まで 対象期間：令和3年2月1日から3月15日まで</p> <p>1 事業者あたりの補助上限額（150,000円）に達す</p>				

	<p>るまで、各申請回それぞれ1回まで申請ができます。</p> <p>2 提出書類</p> <p>(1) 交付申請書兼実績報告書</p> <p>(2) 経費積算報告書</p> <p>(3) 補助事業に係る領収書(申請者名義のもの)、レシート、その他支出を称すると認める書類(振込明細書等) ※1</p> <p>(4) 証拠書類(現場写真など) ※2</p> <p>(5) 完納証明書(未納税額のない証明) ※3</p> <p>(6) 営業許可証の写し(許可証が必要な業種のみ)</p> <p>(7) 実際に営業していることが分かる資料(直近の確定申告の別表1、市町村民税の申告書類の控え、台帳を含む経理関係資料で営業実態が分かる資料、個人事業の開業届出書もしくは事業開始等申告書)</p> <p>(8) 誓約書兼同意書</p> <p>※1 領収書の宛名が申請者名義となっていること、経費の明細が確認できること、事業実施期間が対象期間のものが対象です。また、いずれも写しでも準用できることとします。</p> <p>※2 まとめてA3もしくはA4の任意の用紙に貼付、もしくは、印刷すること</p> <p>※3 申請日から3ヵ月以内のもの</p> <p>ただし、2回目以降の申請については、上記(6)～(8)までの書類は省略できます。</p>
<p>交付決定の時期等</p>	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、各回における受付終了日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、交付決定通知書又は不交付決定通知書により通知します。なお、交付決定により補助金額の確定となります。</p>
<p>請求の方法、支払時期等</p>	<p>1 交付決定後、次の書類により請求してください。</p> <p>(1) 補助金交付請求書</p> <p>(2) 交付決定通知書の写し</p> <p>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
<p>実績報告書の提出</p>	<p>この事業では、交付申請時に証拠書類も提出されているため、交付申請が実績報告を兼ねるものとします。</p>
<p>交付決定の取消し又は補助金の返還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額</p>

		(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、超える部分の金額
様式	申請書等の様式	1 交付申請書兼実績報告書（様式第1号） 2 経費積算報告書（様式第2号） 3 誓約書（様式第3号） 4 交付決定通知書（様式第4号） 5 不交付決定通知書（様式5号） 6 補助金交付請求書（様式第6号）

別表1（対象業種一覧）

小売業

業種	
各種商品小売業	百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業
織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業
飲食料品小売業	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、その他の飲食料品小売業
機械器具小売業	自動車小売業、自転車小売業、機械機具小売業
その他の小売業	家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、医療品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業

飲食サービス業

業種	
飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	※ただし、移動販売、ケータリングサービス店は除く

生活関連サービス業

業種	
洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、洗張・染物業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業、他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
その他の生活関連サービス業	旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預かり業、冠婚葬祭業、結婚相談業、結婚式場紹介業、写真プリント、現像・焼付業、他に分類されないその他の生活関連サービス業
娯楽業	フィットネスクラブ、カラオケボックス業、映画館

※記載のない業種については対象外です。

※管理、補助的経済活動を行う事業所は対象外です。